

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第十七号

昭和二十六年十一月二十日(火曜日)午前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼勲太郎君
理事

大矢半次郎君
清澤 俊英君
伊藤 保平君
木内 四郎君
愛知 揆一君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
山本 米治君
小林 政夫君
田村 文吉君
菊川 孝夫君
野澤 勝君
松永 義雄君
櫻内 辰郎君
森 八三一君
木村暢八郎君

大蔵省主税局税制課長 泉 美之松君
文部省管理局局長 久保田藤麿君
農林省農政局局長 東畑 四郎君
水産庁次長 山本 豊君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 大蔵省主税局税制課長 北島 武雄君
局税関部長 食糧庁総務部長 清井 正君

説明員

本日の会議に付した事件

○小委員会設置の件

○昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○所得税法の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲渡並びにこれに伴う財政措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○委員(平沼勲太郎君) これより第十六回の大蔵委員会を開会いたします。

○木内四郎君 ちよつとそれに異議があるのですが、時間的關係もあるから、理事會を開いて次に間に合えばいいかというように延びておるからここで委員長に一任して、各会派から一名ずつ出して小委員会をこしらえたいか。それでいいと呼ぶ者あり

○委員(平沼勲太郎君) それではよろしいでございますか。それでは各会派から一名ずつ小委員のかたを選任して頂くことになりました。

○木村暢八郎君 議長に一任したらどうですか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(平沼勲太郎君) 議長に一任というお話がございまして、それでよろしいでございますか。

○委員(平沼勲太郎君) それでは先ず、昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査)二、旧例による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査)三、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査)以上三案を一括して政府より提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案は、二法律案につきましまして、昭和二十六年十月分からの給與水準を改訂することとしたのであります。が、これに伴いまして本年九月以前に退職した共済組合の年金受給者に対する年金の額を、これを新給與水準を基準とするよう引上げる必要がありまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げます。先ず、年金額の改定であります。昭和二十六年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を国家公務員の給與の水準に引直して計算することとしたし、又国家公務員共済組合法施行以前の公務員に起因する年金についても、同様に増額することとしたしております。

次に、この年金額の引上げによつて増加する費用は、国、地方公共団体又は公社がそれぞれ負担することにしたしております。

次に旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

国家公務員等の給與につきましましては、昭和二十六年十月分からの給與水準を改訂することとしたのであります。が、これに伴いまして、恩給法及び国家公務員共済組合法による年金額もこの水準まで増額することとし別

途法律案の御審議を願っているのではありませんが、陸海軍関係共済組合、外地関係共済組合等の旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額も、同様に引上げることとし、この法律案を提出した次第であります。

即ち旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額は、昭和二十六年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を、国家公務員の新給與の水準に引直して計算することとしたし、なお、これに要する費用は、国庫より交付することとしたのであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、先に所得税法の臨時特例に関する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提案し、御審議を願つてゐる次第であります。更に、最近における経済情勢の急激な変動に鑑み、企業の有する棚卸資産又は有価証券について新たに価格変動準備金制度を創設してこれらの資産の価格の低落による損失に備へることとするほか土地地区画整理等があつた場合における課税の特例を設ける等の必要を認め、ここに本法律案を提出することとしたのであります。

以下本法律案の概要を申し上げます。先ず、価格変動準備金に関する制度についてであります。この制度は青色申告書を提出する法人又は個人に対して認められるものでありまして、その有する棚卸資産及び有価証券について、帳簿価格に比して期末時価の九割相当額が低い場合に、その差額に相当する金額以下の金額を価格変動準備金勘定

に繰り入れたときには、その繰入額を税法上の損金又は必要経費とするものと認めることとしたのであります。これによつてこれらの資産の価格の変動があつた場合に、それによつて企業の受ける急激なる影響を緩和することができると考へるのであります。而して、その時価に対する低減割合は、租税収入に及ぼす影響を考慮して二年後に九割となるように、順次通減することとしてゐるのであります。

次に、日本経済の再建に資する特定の機械設備又は船舶につきましては、現在その取得後三年間、法定償却額の五割増の償却をすることができるとしてゐるのであります。法人の場合におきましては、取得後三年間の償却不足額は、その三年の経過後でなければ償却できないこととなつております。今、その三年を経過する前におきましても繰越償却し得ることとして、その合理化を図つてゐるのであります。

次に、土地收用法等により土地等の收用があつた場合の租税負担の軽減につきましては、先に提案いたしました租税特別措置法の一部を改正する法律案において御審議を願つたのであります。今、更に土地地区画整理又は土地改良事業による換地処分又は交換があつた場合におきましても、軽減を図ることとしてゐるのであります。即ち、換地処分又は交換により清算金を取得した場合には、その清算金の額を再評価額として再評価税を課税し、所得税及び法人税は課税しないこととしてゐるのであります。又、換地として土地等のみの交付を受け金銭の交付が

ない場合には、その時においては再評価を行わず、譲渡所得に対する所得税を課税せず、課税を延期することとしてゐるのであります。

次に、国及び地方公共団体に対して贈與又は遺贈があつた場合におきましては、その性質に鑑み、再評価税及び譲渡所得に対する所得税を課税しないこととしたのであります。

更に、先に制定されました森林法により立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金融通法により伐採調整資金の貸付が行なわれる場合の抵当権の取得の登記につきましては、その実情に鑑み、その登録税の額を現行の債権金額の千分の六・五から千分の一に軽減することとしたのであります。

最後に、先に御審議を願ひました所得の臨時特例に関する法律案に関連して、外国人が対外支払手段の提供により取得した株式の配当所得に對しましては、社債利子の場合と同様に、一般の源泉徴収税率は二〇%となつております。これを一〇%に軽減して急激な負担の増加を避けることとする等の措置を講じてゐるのであります。なにとぞ、御審議の上速かに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

【委員長退席、理事大矢半次郎君委員長席に着く】

○理事（大矢半次郎君）次に昭和二十六年における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして内容

の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員（岸本善吉）先ず昭和二十六年における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案の内容を御説明申し上げます。国家公務員共済組合は御承知の通り組合員の掛金及び事業者たる国及び地方団体、或いは公社等からの負担金と合しまして、組合員に對しましては福利厚生施設なり或いは社会保険事業を営んでゐるものでござい

ますが、そのうち従前の雇用人に對する年金給付の支給を重要な仕事としてやつておるわけでございします。従来この国家公務員共済組合法によつて支給されてきた年金は、おおむね国家公務員の給與ベースの改訂に追隨いたしまして引上げられて参つておりました。現在におきまして年金額は昨年末本国会で御賛同を得ました国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案によりまして本年一月以降七千九百八十一円ベースに引上げられております。今回国家公務員のベースが又七千九百八十一円ベースより一万円ベースに引上げられますので、これに伴行いたしまして共済組合の年金給付も引上げようというのが今回の法案の趣旨でございします。法律案の内容といたしましては、第一條、第二條はすべてこの年金計算の基礎となりまして俸給を新しいベースに引直した、新しいベースを基礎として新しい年金額を計算するという單純なる技術的な規定でございします。ただ第三條におきましてこの費用負担の関係を若干規定しておりますが、これもやはり事業者たる国庫に

おいて負担する。ただ国の職員と地方職員、公社職員と入りこんでいるような場合におきましてはそれらその負担割合において按分するという負担の規定でございします。以上が第一の法案の内容でございします。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案の内容でございします。従前陸海軍におきましては雇用人を對象といたしまして共済組合がございしました。又朝鮮、台湾等におきましても同様な趣旨の共済組合がございまして、その一つの重要な事業といたしまして年金給付の仕事をしてゐたのであります。それが終戦によりまして全くその共済組合の事業が壊滅いたしました。年金給付の仕事も行われなかつたやうな事態に遭遇いたしましたわけでありまして、これも幸ひ昨年末本国会の御賛同を得ました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法という法律案によりまして、本年一月以降国家公務員の七千九百八十一円ベースに引直した新しい年金額を支給するといふ特別の措置が講ぜられるに至つたわけでございします。大体このやうな旧令による共済組合等からの年金受給者の年金額も考へ方といたしましては、前

の国家公務員共済組合と全く同様に取り扱うといふ趣旨でございします。今一般の共済組合の年金の引上げを行つたものと並行いたしまして、この分につきましても年金額を改訂しようといふのが本法律案の内容でございします。規定の中味といたしましては、年金算定の基礎となつてゐまして、年金算定の基礎となつてゐるところの俸給額を新

ベースに引直し、その新ベースに引直した係給額で、新しい年金額を計算するといふ全く技術的な規定でございませう。以上本法律案の内容につきまして申し上げました。

○木内四郎君 この二法案に対する質疑は別にあとからということですが、今その際に議りたいと思ふのですが、今あなたの御説明にあつた両法の別表で、すね、別表は前の給與の額を新しいベースに引直すだけで、極めて簡単な技術的なものだと思ふのはおつしやるのですが、それはその通りだと思ふのだが、實際この地方においては新給與ベースに対する引直しは従来非常に不公平になつておつたといふことは言われておるのです。数次に亘つて給與を改訂して来ましたが、これは勿論恩給法にも通ずる問題ですけれども、その間の均衡はあなたのほうで十分考慮しておられるのだらうと思ひますが、そういうことを、終戦後たび／＼給與を改訂した、それに伴つてあなたがたは新給與のベースに対してどういふふうに改訂されたかということを示されて、それが余り不公平になつておらんといふことを示すような資料を出してもらいたいと思ふのですが、私どものところにはその点について非常に類案にいろ／＼なことを、余りに不均衡だ、不公平だといふ苦情を言つて来ていますから、今日はその資料は私ども持つて来ていませうけれども、あなたのほうで單に二つの資料だけでなく、過去に遡つて終戦後の給與改訂に伴つていろ／＼な変化があつたといふことを新給與ベースに直したならば均衡とれていふといふようなことを示された資料を出して頂きたい。

○政府委員(岸本重君) 次回の質疑の際までに只今御要求になりました資料を準備したいと思ひます。

○木内四郎君 お願ひいたします。

○理事(大矢半次郎君) それではこの二法案の質疑は次回に譲ることといたします。

○理事(大矢半次郎君) 次に租税特別措置法の一部を改正する法律案について内容の説明を求めます。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今お手許に配付しております新旧対照表、これに基づきまして各條追ひまして若干補足しまして御説明申し上げます。最初にお断りしておきますが、現行法と書いております事項の中には、目下別途に御審議願つておりまする、前国会に提案いたしました分は、一應織り込みまして、その上で書いておりますので、その点御了承願ひたいと存じます。その点は註をつけなければならぬところがございますが、私からその点特にお断り申し上げまして御説明申し上げます。

最初に條文の順序で申し上げますが、三條の關係におきましては、提案理由の御説明に申し上げましたように、今回配當所得に對しまして二割の源泉課税を行うことに相成つたのでございませうが、従来は源泉課税はございませうで、その中で、外国人が、外国人といふので、精密に申し上げますと、本法施行地に住所又は一年以上の居所のない人が配當所得を受けるときは、何れ課税がなかつたわけでございますが、今回は二〇%の課税を受けることになるわけでございます。併しながら今社債につきましては外貨で取得しました社債に

は、外資の導入という見地を考慮いたしまして二〇%の税率を一〇%に引下げていふのでございませうが、やはり配當所得につきましても同様な待遇を與えたいのが今の日本の情勢においては妥當であらう、こういう考え方からいたしまして、外貨を以て取得しました株式の配當所得に對しましては、百分の二〇の税率を百分の一〇に減減するといふのが第三條の改正でございます。

それからその次に第五條の二、それから第五條の三並びに第五條の四、この四つはすべて同趣旨のものでございませうが、今までは外国人の受けまします、特定の外国人、全部ではございませう、日本の經濟の復興に望ましい事業に従事する外国人の受けまします給與所得と、退職所得につきまして、特例を設けておりますことは御承知の通りでございますが、そのうち退職所得につきましては、実は今回相當の所得税の臨時取得税で、大幅の軽減措置をとることになりましたので、もはや一般の所得と同じようなこの優遇措置を認める必要もなからうというので、退職所得に對します外国人の優遇措置は今回やめることにいたしましたので、そのための改正をいたしましたのが、今申し上げました五條の所から五條の四までの規定の改正でございます。すべてそういう趣旨の改正でございますので、それに必要な法文の修正を行なつておる次第でございます。

それからその次は四ページの五條の五でございますが、この規定は法人と個人を通じて規定を設けておるのでございませう、そういう規定を設けておるのにこれは御承知の通り近代化に役立つような特定の機械設備等を取得いた

しました場合におきましては、三年間その次の償却の五割増の償却ができるということに現在なつております。でございませうが償却はあくまでも各期それ／＼五割増の償却をしなければ、最初の期の五割の償却でなくなつたのを、その次の期に繰延べることはできないことに現在なつております。ただ三年たつてなお償却が不足した場合におきましては、その償却不足額は後の二年を引續いて償却できる、こういうことに現在なつておるのでございませうが、どうも少くともその点は会社の實際の状況等から見て厳に過ぎはしないかといふことを考へて、今回の改正では法人につきましては、最初のこの事業年度で五割増の償却でなくなつた場合におきましては、その償却不足額は直ぐ繰越を償却できるように、そういう改正をいたすことにした。個人の償却は御承知の通り毎期々々法律で定められた償却額を必ず個人が計算すると否にかかわらず損金を差引くことになつておりますので、繰越の問題を生じないものであります。法人におきましては御承知の通り償却として計上しなれば損金を認めないことにいたしましたので、この関係上、このような改正を加えることにいたしましたのでございませう。

で、そういう趣旨でございますので、この個人の條文と法人の條文とを書き分けまして、第五條の五は個人所得税の關係、それから新しい第五條の六が今申し上げました法人のこの特別償却の關係の規定に相成るのでございませう。なおこのほか先般申し上げましたように、別途にこの五割増の特別償却を更に重要産業について設けるといふ問

題がございませうが、これは別途に取進めることにいたしましたので、今度の措置法のこの規定の中には、繰込んでないといふことを御了承願ひたいと思ひます。

次は六ページ目でございますが、この六ページ目に第五條の七の改正の規定がございませう。この規定が今回の措置法の改正の事項のうち一番大きな項目だと考へておる次第であります。價格変動準備金の制度を新らしく導入いたしましたので、法人の經營並びに經理を最近の經濟情勢の変動に對し易くしまして、經營並びに經理の円滑化を図る、こういう趣旨で新たに設けた規定でございます。即ちいづれも個人も法人も認めることにいたしましたのでございませうが、両方とも青色申告を提出するものでなければならぬといふことが一つの前提でございます。そういういたしまして期末におきまします棚卸資産につきましては期末の時価の一割まで準備金に繰入れることができる。有価証券につきましては、株式は價格の変動が激しくございませうのでこれは棚卸資産と同様に一割まで準備金に繰入れることができる。但し社債等は時価の変動がそれほど激しくございませうのでこれは五分以内で認める。国債につきましては、更にこれは政府の債務でございませうので、貸し倒れになるというようないふ想をするのもちよつと合理的でございませうので、国債につきましても認める必要はなからう、こ

ういふ考へ方では有価証券につきましても、今申し上げましたように、株式は一割まで、社債につきましても時価の五分まで價格変動準備金を設けて、それを準備金勘定に繰入れればその事

して、將來棚卸資産なり有価証券に換
減がなくて価格も同じだということに
なりますと、一割まで一遍やつてしま
うとそれ以上はできないということに
なるわけでございます。併し時価の一
割まで特に含みを持つということにな
りますればそれ以上累積は認める必要
はなからう、こういう趣旨からいたし
ましてそのようにいたしておるのだご
ざいます。

「理事大矢半次郎君退席、委員長
清席」

その点が一点申上げたいのと、それから今一点は一割乃至五分まで一挙にこれを認めますと、実は相当大きな利益の減になる企業がございまして、それは少しいくら何でも行き過ぎだという考え方でありまして、一割とか五分に達しますのは二年後ということにいたしております。各事業年度ごとに四回に亘りまして遞増して行きまして二年後に一割、そこで打ちとめる。最初の事業年度におきましては、一割の分は二分五厘、その分の事業年度は五分まで、三回目の事業年度は七分五厘まで、四回目の事業年度に至りまして

それからその次は八ページ目でございますが、第五條の九、第五條の十、第五條の十一は、それ〴〵條文を挿入しました關係上、若干條文をずらしただけでございまして内容の変更はございません。

第九條に一つ三項といたしまして新しく設けましたのは、森林法によりまして森林の立木の伐採制度を受ける場合に、農林漁業資金融通法の規定により資金の貸付をなす場合でございます。この場合におきましては、抵当権を設定することになりまして、新しく登記するという問題が出て来る。その登記する場合におきましては、抵当権の登記をなす場合におきましては、普通の場合は千分の五でございますが、これは特別な伐採制限を受けた一種の公益的見地から、特別に資金の融通を行うということに相成りますので、千分の五の税率を千分の一に軽減する、そういう改正をやつたのでございます。

それからその次の十四條の規定は、先ほど申しましたように、若干まだ審議中の條文の一つに属するかと思います。

地だけが交換になる。そういう場合におきましては、どうもやはりよく考えてみますと、その際に所得税は勿論免税しておる、再評価税だけでも課税するのは少しどうも行過ぎだろうというので、土地同士の交換の場合におきま

しては、これは強制でございますので、その際には再評価価も譲渡所得税も課税しないでおきまして、新たに得ました土地が次に移った場合に課税しよう、その課税する際に新たに得た土地の原価というものを前の土地の原価と見て課税する、つまり土地の中味がけが変りまして、課税の上におきましては前の土地を引續いて持つていた場合と同じような課税関係におこう、こういう改正でございます。つまりもう一遍申しますと、区画整理なり耕地整理の場合におきまして補償金をもらわないで土地を交換いたしました場合におきましてはその際には課税しないでおきまして、新たに得た土地を更にその後売却したり相続したりするような場合におきまして、それ〴〵譲渡したものとして課税しよう、こういう趣旨の改正でございます。なおその際に細

定でございます。第十五條は同じく法人が持つております場合の同様の規定でございます。実体といたしましては今私が申上げましたことに大体盡きると考えておるのでございます。それから最後に十一頁の十七條で

ざいます。これは現物を国又は地方公共団体に贈與しました場合におきましては、二十五年年度の改正でやはりその際に譲渡所得税と再評価税を課税することにしたしておるのでございますが、これはどうも少し負担の実情からしまして行過ぎではないかというので、国又は地方公共団体に寄附しましたような場合におきましては、現物を寄附した場合におきましては、個人の場合同いなども譲渡所得税及び再評価税を課税しないという趣旨に改正しようというのが第十七條の規定になつておるのでございます。

以上が本文の改正規定でございます。なほ附則にはそれ／＼その規定の適用になる時期を明らかにいたしておりまして、それから先に申しました経過的に一割と五分に達するのはどういふふうに順次持つて行くかということ

も知れませんが、これが五万円になり、一方は三万円ということになって来ますと、免税になるものが相当あると思うのですが、そういうものに対してのものもやっぱり源泉において二〇％引かれるということとはちよつと

酷じやないか。そういう連中は払戻しを請求するという場合に、実際問題として、そういうことをやつておらないので泣寝入りになるという結果になるのじやないかと思うのですが、この源泉控除を一〇％に引下げられるお考えはないかどうか。殊に今日貯蓄奨励、資本蓄積を奨励しようとする際に小さいものも大いに資本蓄積をして行く。それから資本の関係だけでなく、例えば芸文作家の連中、あれなんか勤労によつて得るところのものについて、も、勤労といつてはあれですが一種の勤労みたいなものも二〇％控除しているのを引下げられるお考えはないかどうか。そのほうがいいのじやないかと思うのですが、どうですか。何か統計その他で弊害がないということですが、御考慮願えるのだつたらお考え願いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 配当所得の場合と今最後にお述べになりました勤労所得の場合と若干違つておりますが、配当所得の場合におきましては、御指摘の通り大分控除を上げましたので課税にならない人も若干は出て来るかと思ひますが、二〇%になりましたのは、実は所得税の改訂税率でこれが二〇%ということになっておりまして、大部分の人は配当所得だけあるのではなくして、ほかの所得と一緒に配当があるという人が、まあいろいろ調査の上におきましてそのようになつておるのでございます。従ひまして、このほかの所得がありますと配当所得の分がその上に乗つて来ておるといふことになりまして、税といたしましてはまあ相当な負担を申告してしまつてはなかつたやうな場合があるものでございまして、株式の資料等につきましては細かいものを収集する煩は一つは避けたい。それからもう一つは先般申し上げましたように、どうも最近税制改革等が十分行われていないので、申告が十分出ていないというのにも相当見受けられるのでございまして、従ひましてまあこの際所得税の改正で二割程度を源泉で課税いたしておきまして、そして申告してもらつてなお控除の申告なしで赤字になるといふ場合の人はこれは所得税の申告の場合には返すことになつておりますので、それを円滑に運用しまして相当するやうな課税をして行く、こういう面から配当所得につきましては妥当ではないか、こういうやうな考え方では二〇%の源泉課税をすることにしたのでございまして、法人が持つておる場合等につきまして若干問題がございまして、そ

う問題につきましては、この次の通常国会におきまして、これを基本法に織込みます際に検討いたしまして、妥当な線にいたしたいというのには先ほどの生命保険の際にも申し上げた通りでございます。で、一般の行き方といたしましては、大体二〇%の税率で源泉を納めて行くというのが納税者にとりましても、又政府にとりましても至当ではないかと考えております。

それから原稿の場合はちよつと問題が變つておりまして実は必要経費を差引いたします。従ひまして原稿料の二割となりますと、所得に對し三割か三割五分になる人も場合によつて出て来る。そこで少し負担率を源泉で取過ぎるではないかという議論もあるわけでありまして、これは率直に申し上げて今資料を集めまして若干取調べておりますが、實際の影響はこうなつております。相当原稿料収入の多い有名な作家その他の場合は二〇%もらつており、更に申告で相当納めてもらつておるやうでございまして、それから中小、殊に小さい著述業者の場合におきましては、収入が少い關係上返さなければならぬという例があるやうでございまして、それからほかに所得があつて原稿料の収入がある。まあこういうのが大分ございまして、そういう人の場合は原稿料の所得が総合しますと上積みに乗つて参りますので、むしろ若干追徴せざるを得ない、或いはすれすれかという人が大部分のやうでございまして、大体この三種の關係にうまう行くようにするために一体税率をどの程度に盛ればいかにいふこととございまして、一つがうまう行くこととはかのうまう行かんといふのでむづか

しいのでございまして、この問題も小著作家に返すのがなか／＼簡単に返らないといふやうな非難もございまして、よく検討いたしたいと思つておりますが、併し今の国税庁の方針といたしまして、今までと違ひまして税法上返し分になつておる税金は特に請求があつた場合には早く返すやうに、それから税務署でわかつておるやうな場合は還付の請求をするやうに親切に教えてやつて行くやうにということ、最近国税庁におきましてそういう方針で還付を特に奨励しておりますので今までもよりよくなると思ひますが、併し臨時所得の上におきまして若干問題がございまして、なおよく次の機会までに検討してみたいと思つております。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつとお諮りいたしますが、ここに書いてあります所得税法と法人税法、それから租税特別措置法案、これはこの法案に関連性がありますが、便宜上一括して提案、御意見を願うことに御異議ございせんか。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつとお願いいたしますが、ここに書いてあります所得税法と法人税法、それから租税特別措置法案、これはこの法案に関連性がありますが、便宜上一括して提案、御意見を願うことに御異議ございせんか。

○委員(平沼彌太郎君) ではさういふことにいたします。

○委員(平沼彌太郎君) ではさういふことにいたします。

○本内四郎君 今の国税庁において順次納税者のほうに返すべきものは簡単な手続でできるだけ返すようにするといふお話、非常に結構だと思ひますが、とかく従来税務署に足を運ぶのは臆動であつたし、又忙がしいのに僅かなもので行くといふことそれ自体も非常に困難のところがあつたやうと思ひます。それにつきまして、只今主税局長からお話がありましたように、文芸作家の小さい人、小さいといつては悪

いかも知れませんが、そういう小所得の文芸作家にさういふ問題があらまじらた勿論さういふ問題についてお考えを願うといふことは、外にさういふ似た者があつたらそれと合せてこの次の機会に御考慮を願いたいと思ひます。今御考慮下さるということでありまして、余りから御考慮を願へば小さい所得者が非常に助かるということに思ひますから御研究を願ひたいと思ひます。

なお株式の源泉徴収を今度復活されたのですけれども、これは最近株式が非常に殖えたりしておつて非常な手数料になりはしないかと思ふのですが、その辺はどうです。

○政府委員(平田敬一郎君) 私どももその点を考えまして、どうして源泉課税をしないで申告して総合をするといふことになりまして、細かい資料を集めなければならぬといふ手数料が出て参りますので、一時に源泉課税をいたしますと、余りに小さい株式の配当金を一々書いてこいという資料を作りまして税務署に送る必要もない資料の提出限度も引上げたいと思つております。源泉で徴収するのは一般のこととございまして、そのほうはこれは改正してもそれほど手数料でない。むしろ資料の徴収は御承知の通り二枚続きの小さいものでございまして、あれを相当小さい株主まで徴収しますと手数料が厄介でございまして、そのほうをむしろ引上げて、源泉二〇%程度納めてもらつてそれでうまう行かない場合は申告の際に徴収する。こういうほうがむしろ完全ではないか、こういうふうな考えますからさういふ制度を考えておる次第でございまして。

○本内四郎君 そうしますと源泉で二〇%というのは、細かい資料を送つたり処理したりなんかしないといふこととあります。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在も配当金につきましては一定の限度を設けておりますのでその限度を引上げまして、余り会社に資料の提出の問題で手数料を煩わさないやうにしております。

○本村龍八郎君 ちよつと資料を、租税特別措置法ですが、外国人に對する課税、これは例えばアメリカならアメリカと日本との場合で不公平があるのではないかと。不公平といふのは例えれば日本では外国人に課税しないのに向うでは課税するといふやうな問題がいろいろあると思ふのです。その調整に行くのじやないのですか、それと関連して、どういふ点で不均衡があるかといふ資料がありましたら御提出願ひたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 今お尋ねの問題は実は相當大きな問題でございまして、國際二重課税の問題をどう処理するといふ問題、それが今提案されております法案で認めております。いろいろの項目にも若干関連がございまして、基本的に若干ダブつて参る点が相當多いのであります。それを今アメリカ等におきましていろいろ調べてみますと十数カ国の間において條約を結びまして、それによつて相互に二重課税をなくする條約を結んでおります。我が国の場合におきまして、今後はやはりさういふ必要がございまして、近くその協定の下打合せと申しますか、さういふ趣旨におきまして日本からも派遣することにいたしておりますが、これは問題が相當ございまして

たしておりました。

○小林政夫君　それでは特に農林大臣に要望しておきますが、従来紐付漁業のほうにということ、大蔵省のほうから枠が来たという場合に、どうも金額が明示されておらないので余計心配するわけがありますが、大蔵省並びに我々の気持は、そういうふうにお聞きに通ずる漁業に是非向きたいということであるにもかかわらず、農林省内の

都合によつてそれが農林方面に廻らないように、是非我々の趣旨を体して漁業のほうに廻すということについて、はつきり御言明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。先ほどお答えいたしましたように、農林漁業融資特別会計に対する要望は、非常に件数において金額において多いのであります。そこでこの総枠をきめた場合におきましては、実は農林省において一案を作り、更に大蔵主計局と十分に連絡の上、この程度は塩田関係、この程度は水産関係というふうに、実は計画をもつて予算の配分を内定しているところであります。この際更に漁業証券の再評価税と関連して特別にこの枠を増したものに就いては、間違ひなくこれはこの筋にちやんと回つてやうにいたしたい、この中上げるのでありまして、その点は我々として良心を持つて処置いたしたいと考えております。

○清澤俊英君 その点は、今大矢さんがこの前に特別措置法の修正が元になつてゐるというお話でありまして、当然漁業一杯の枠じやないことは御了承のことだと思ひますが、はつきりしておいて頂きたいのですが、協同組合にという要望になつたのであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように、農林漁業融資特別会計の融資の対象が、組合施設に関する協同施設でございますので、たとい紐付で参りましても個々の漁民に対して融資するというのは、現在の特別会計法の建前でございます。従ひまして、これは一般漁業関係には使われまするけれども、清澤さんが言われたように、個々の漁民に対して十億になりますか何億になりますか、その点だけは別に現在の法律の建前を超えて個々にやるというわけには参らないと思ひます。

○清澤俊英君 私は個々の場合を言っているのではなく、漁業協同組合を中心にして出してもらいたいというのであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) その通りでございます。

○小林政夫君 先ほどの農林大臣の言明で安心できるわけでありましたが、今大矢委員からも要望がありましたように十億というところが問題なのであります。大蔵大臣は金額についてはまだ考慮しているというふうなことでございまして、少くとも十億が実現するようには是非大蔵大臣と御相談願ひたいというところ、それから紐付で来たものは必ず漁業で使うというところでありまして、本年度百二十億の資金の中で十三億というものは漁業に割当てられ、同様の意味において来年度さうなつた時に今の補償金課税が免除されないかつたというところを考慮して、特にふやしてもらう以外のもので、この農林漁業資金特別会計の基金として増加する分、この中で当然漁業へ行く分があるはずであります。当初の六十億の中では三億四千万円、今度六十億ふえて全体で十三億というものが漁業全体に廻ることになつてゐるようでありまして、そのような正常な普通の状態において特別に考慮せずにおいても漁業に行きべきものがある。そのほか紐付で漁業関係へ仮に十億出るといたしますれば、その十億が漁業へふえたことによつて、漁業のほうはあるのだから、

今までのものは漁業へ廻さずということにならないように、もう一度念のために御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御趣旨に副ひまして配分いたしたいと考えます。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは只今提案になつております第十回国会に提案された租税特別措置法の一部を改正する法律案について、他に御発言がないようですが、質疑は盡きたものと認めて差支えありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないものと認めます。

○委員長(平沼彌太郎君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにして述べをお願いいたします。

○省略、省略(と呼ぶ者あり) 別に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないものと認めます。

○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないものと認めます。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四四條により本委員会における質疑討論、表決の要旨を報告することとしてあらかじめ御承認を願ふことに御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) それから本院規則第七十二條により多数意見者の御署名をお願いいたします。

多意見者署名

清澤 俊英 野溝 勝
田村 文吉 櫻内 辰郎
伊藤 保平 大矢半次郎
木内 四郎 愛知 操一
山本 米治 木村八郎
森 義雄 菊川 孝夫
森 八三 小林 政夫

○委員長(平沼彌太郎君) それでは午前はこれで休憩いたします。午後又継続いたしますからお願いいたします。

午後一時五十一分開会

○委員長(平沼彌太郎君) それでは休憩前に引続きまして委員会を開きます。関税法等の一部を改正する法律案について質疑を行います。それでは内容について簡単に説明願ひます。

○説明員(北島武雄君) 関税法等の一部を改正する法律案につきましては、若干御説明申し上げたいと思ひます。従来の関税法の第四四條、それから関税法第十二條及び噸税法の第八條には「本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四国、九州及命令ノ定ムル其ノ附屬島嶼以外ノ地域ハ当分ノ間之ヲ外國ト看做ス」と規定されてございまして、この規定によりまして、終戦後我が旧領土でありましたが我が国の支配下を離れた朝鮮、台湾、樺太等につきましてはすべて外国とみなされまして、これらの地域と内地とを往來するところの船舶及び貨物につきまして、関税法の適用を受けましておつたわけでございまして、ところが今度平和條約の発効に伴ひまして、平和條約第二條の規定によりまして、明確に外國となる地域につきましては、外國とみなすという規定の必要もないわけでございますのでこれを明らかにしますと共に反面、本邦の領域でありながら、政令の定むる地域については、当分の間これを外國とみなそう、こういう趣旨でございます。そこで政令で定むる地域と申しますのは、只今考へておりますのは、平和條約第三條に規定する「北緯二十九度以南の南西諸島、嶺南の南の南方諸島並びに沖の島及び南鳥島」でございます。これらの地域につきましては本邦の領域であることは明らかでございますが、未だ我が国の行政権等が及んでおりませんので、当分の間これらの地域を外國とみなしまして、これらの地域との間に出入する船舶、貨物については関税法を適用しようというのが第一点でございます。

それから改正の第二点は、従来北緯三十度以南の南西諸島で生産された物品につきましては輸入税を免除することとしたしておつたのであります。が、平和條約の発効後におきましては只今申しました外國とみなす地域、即ち北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原群島等の地域で生産された物品についてひとしく輸入税を免除するといふ趣旨でございます。

それから第三点は、関税法の附則第五項の別表を改正いたしまして、新聞用紙につきまして暫定的に本年度一ぱいの輸入税を免除しようといふのであります。最近新聞用紙の頁数の増加に伴ひまして相当需要が殖えたのであります。が、生産がまだこれに伴わないため本年度におきまして七千トン程度の緊急輸入を必要といたして

おるのでありますが、海外から輸入されるところの新開用紙の価格は、CIF価格におきましてトン当り今回の契約のほうは九万五千四百円であり、これに對しまして現在の国内産のものはトン当り七万二千円から或いは八万五千円程度でございます。従つて国内産の価格よりも今度の輸入されるところの外紙は相当高いものでありまして、関税を免除いたしましてでもなお国内産より高い。こういう事情になつておりますので、これに對しまして、更に関税を課しますことは、その新聞用紙の公共性、公益性に鑑みまして適當でないと考えられますので、暫定的に本年度一ぱいまでの輸入について現在一割となつております輸入税を免除しようという趣旨でございます。

○野澤勝君 一点お聞きしておきたいと思う。只今お聞きするところによると、まあ用紙の輸入免税の点でございますが、輸入する紙のほうはトン当り九万五千円、内地産が七万二千円、相当の開きがあるのですが、大体日本の輸出物資は国際価格より非常に高く今問題になつておるといふのですが、これは余りにも輸入品のほうが高くて国内品が非常に安いのですが、これはどういふ理由なんですか。これは他の物資と非常に違ひように思ふのですがね。

○説明員(北島武雄君) 実は、米国の国内価格、米国の新聞社が買つております価格は大体アメリカにおきまして百十六ドルでございます。これをCIFにいたしますと恐らく百五十ドル近くになると思ふますが、この程度の値段で入りますれば我が国における新聞用紙の値段よりも安いのであります。

○野澤勝君 聞くとところによると、今政府委員の答弁とは少し違つておるようには私聞き及んでおりますが、というのは、大体輸入される新聞用紙はアメリカにおいては質のよくないもので、割合にまあ二流品である、それであるからかような値で入るのだ、こういうように言われておるのですが、併し二流品にしても内地産のものよりまだ高いといふのですが、こういうものを輸入することになれば非常に外国製品を無條件的に入れて、なおその上に免税をしてやつて、アメリカ側の商人を喜ばせるといふようなふうになるのですか、一体品物のまあ品質といひましようか、そういう点はどういふふうにあるかは考へておられるのですか。

○説明員(北島武雄君) 輸入される紙は現在の日本の新聞を取りよりも多少品質がさうでございます。○松永義雄君 少し問題は離れまするけれども、ガットのその後における日本への加入といひますか、それはどうなつたでしょうか。

○説明員(北島武雄君) ガットへの加入の問題でございますが、従来ガットに新しく或る国が加入いたしまする場合は、過去におけるフランスのアムシーという所で行なつた会議におきまして、或いは又昨年の秋から今年の春にかけまして英米のトーキーという所で行なつた会議におきましても、新規に加入しようとする国がひとしくその関税引下交渉會議に既締約

国と一緒に集りまして、そうして多角的な関税引下或いは据置の交渉をいたしまして、その結果に基いて既締約国の三分の二の多数決によつて加入しているのが従来の例でございます。ところが今年の一月でございましたが、アメリカのアチソン國務長官が国会におきまして、現在やつておるようなあの規模な関税引下交渉會議はここ三年間開く意思はないといふことを答弁しておるのであります。若しそうなりま

すと今までのやり方によれば、一般的な関税引下交渉會議が開かれなかつた新加入希望の国の加入の機会がないといふことになるわけでございます。私どもは大変心配しておつたわけでございます。ところが九月の十七日から十月の二十七日までスイスのジュネーブにおいて第六回の締約國會議が開かれまして、その會議の席上アメリカ側から簡單な加入の手續の方式の提案があつたやうでございます。これに對して小委員会におきまして案をまとめて本會議に出したやうなわけでございますが、最後のにどういふやうな案にきまつたかといふことは、まだ私どもの手許にないわけに詳細には申し上げかねるのでございますが、いづれにいたしましても今までのやうな大規模な関税交渉會議を開いてその機会に新しく加入するといふことでなくて、もつと簡單に加入できるやうな手續がきまつたやうでございます。そういたしました

が、アチソン國務長官が国会で申しましたが、三年間開く意圖はないといふ言明にもかかわらず、加入の機会は相當近くなつたのじやないかと考へます。但し大蔵省からこの第六回締約國會議にオブザーヴァーの一員として

で出ておられます伊原財務官、現在ロンドンの在外事務所次長であられますが、この伊原さんからの手紙によりますと、これで大体ガット加入については手続の面においては恐らく問題はもうなくなつた、但し一番の問題はやはり英國連邦の反対である、特にランカシア方面の日本に對する反対が非常に強いからこれを自主的にすつかりなだめて、すつかり異存がなくなつた上で入つたほうがあつたといふやうな意見もございまして、我々もいたしましては、十分その意見も尊重いたしまして、いろ／＼これから考慮いたしたいと思つております。とにかく当初心配せられておりましたやうに、あと三年近くも入れないといふやうなことはなくなつたやうでございます。

○松永義雄君 ところが一旦ガットに入つた国であつても脱退する国もある。こういうことを承知してゐるので、たしか南米方面の国ではなかつたかと思ひます、それはどういふ関係ですか。入れば日本が利益であるから入るといふことになるでしょうか、ところが脱退するものがあるといふことは、どういふ理由によつて脱退しているか、その点伺いたい。

○説明員(北島武雄君) 只今までにガットに加入しまして中途で脱退いたしました国は、ちよつとその点は記憶いたしません。たしか中国などはそうでございます。それからあと南米でもございまして三、四カ国あつたやうに存じております。それらの国内事情については私どもまだ実によく研究いたしておりませんが、何らかのやはりそれ／＼の理由があつたのではないかと

と思ひます。ただ日本といたしましてはガットに入るとどういふ利益があるかといふ点でございますが、ガットに入りますと、過去三回に亘りまして関税引下交渉會議が開かれてその結果ガットの税率というものができまして日本が加入いたしますと、最惠國約款の適用を受けましてガットの低い税率の適用を受けるという利点があるわけでございます。

○田村文吉君 今の輸入税を暫定的に撤廃する問題ですが、これは政府では三月末日まででそれ以後においては復活する意図がありますか。それとも止むを得なければ今日の状況をそのまま継続しなければならぬ、こういうお考えか。

○説明員(北島武雄君) 只今御審議になつております法律案におきましては勿論本年度一ぱいということになつております。来年度以後の問題につきましては、又状況の推移を考慮いたしまして、十分他の品目と一緒に検討いたしたい。ただ我々の事務的な考えとしては、一般の関税といふものはそう変えるべきものじやないと思ひます。製糸業は勿論我が国の重要産業の一つでございますしそれから今後その増産が予定されております。こういうやうな状況を見ますと輕々に関税率を改正して無税にするといふことは非常に考へものだと思ひます。来年度については更にほかの品目と合せて検討いたしたいと思ひます。

○田村文吉君 そこで今度の法案の御趣旨はどういふところにおありになるのか。例えば現在の紙の状況といふものが到底需要が激増しているの間に

と出ておられます伊原財務官、現在ロンドンの在外事務所次長であられますが、この伊原さんからの手紙によりますと、これで大体ガット加入については手続の面においては恐らく問題はもうなくなつた、但し一番の問題はやはり英國連邦の反対である、特にランカシア方面の日本に對する反対が非常に強いからこれを自主的にすつかりなだめて、すつかり異存がなくなつた上で入つたほうがあつたといふやうな意見もございまして、我々もいたしましては、十分その意見も尊重いたしまして、いろ／＼これから考慮いたしたいと思つております。とにかく当初心配せられておりましたやうに、あと三年近くも入れないといふやうなことはなくなつたやうでございます。

○松永義雄君 ところが一旦ガットに入つた国であつても脱退する国もある。こういうことを承知してゐるので、たしか南米方面の国ではなかつたかと思ひます、それはどういふ関係ですか。入れば日本が利益であるから入るといふことになるでしょうか、ところが脱退するものがあるといふことは、どういふ理由によつて脱退しているか、その点伺いたい。

○説明員(北島武雄君) 只今までにガットに加入しまして中途で脱退いたしました国は、ちよつとその点は記憶いたしません。たしか中国などはそうでございます。それからあと南米でもございまして三、四カ国あつたやうに存じております。それらの国内事情については私どもまだ実によく研究いたしておりませんが、何らかのやはりそれ／＼の理由があつたのではないかと

と思ひます。ただ日本といたしましてはガットに入るとどういふ利益があるかといふ点でございますが、ガットに入りますと、過去三回に亘りまして関税引下交渉會議が開かれてその結果ガットの税率というものができまして日本が加入いたしますと、最惠國約款の適用を受けましてガットの低い税率の適用を受けるという利点があるわけでございます。

○田村文吉君 今の輸入税を暫定的に撤廃する問題ですが、これは政府では三月末日まででそれ以後においては復活する意図がありますか。それとも止むを得なければ今日の状況をそのまま継続しなければならぬ、こういうお考えか。

○説明員(北島武雄君) 只今御審議になつております法律案におきましては勿論本年度一ぱいということになつております。来年度以後の問題につきましては、又状況の推移を考慮いたしまして、十分他の品目と一緒に検討いたしたい。ただ我々の事務的な考えとしては、一般の関税といふものはそう変えるべきものじやないと思ひます。製糸業は勿論我が国の重要産業の一つでございますしそれから今後その増産が予定されております。こういうやうな状況を見ますと輕々に関税率を改正して無税にするといふことは非常に考へものだと思ひます。来年度については更にほかの品目と合せて検討いたしたいと思ひます。

○田村文吉君 そこで今度の法案の御趣旨はどういふところにおありになるのか。例えば現在の紙の状況といふものが到底需要が激増しているの間に

と出ておられます伊原財務官、現在ロンドンの在外事務所次長であられますが、この伊原さんからの手紙によりますと、これで大体ガット加入については手続の面においては恐らく問題はもうなくなつた、但し一番の問題はやはり英國連邦の反対である、特にランカシア方面の日本に對する反対が非常に強いからこれを自主的にすつかりなだめて、すつかり異存がなくなつた上で入つたほうがあつたといふやうな意見もございまして、我々もいたしましては、十分その意見も尊重いたしまして、いろ／＼これから考慮いたしたいと思つております。とにかく当初心配せられておりましたやうに、あと三年近くも入れないといふやうなことはなくなつたやうでございます。

○松永義雄君 ところが一旦ガットに入つた国であつても脱退する国もある。こういうことを承知してゐるので、たしか南米方面の国ではなかつたかと思ひます、それはどういふ関係ですか。入れば日本が利益であるから入るといふことになるでしょうか、ところが脱退するものがあるといふことは、どういふ理由によつて脱退しているか、その点伺いたい。

合わないということであるとすると、それじや来年の四月からも急にそういう問題が解決されるとは思われない。そうすると、これはただ單純に三月までというわけには行かない、こういうような問題が起つて来るわけです。そこで今度の三月末日まで免税なるといふ根本の御趣旨は一体どういふ新しい状況だからどうか、こういう点について御説明を一つ頂きたいと思ひます。

○説明員(北島武雄君) 通産省の意向を総合してみますと、大体現在新聞用紙で需要が毎月四千四百万ポンドのようであり、これに對しまして新聞捲取紙が大体三千万ポンド程度、あとは大体代替紙でいたしておるわけであり、今後の教科書用紙等の需要を考へてみますと年度内にどうしても七千トン、即ち一千四百万ポンド程度の緊急輸入をする必要がある、こういう結論に達しておるわけであり、ところが只今申上げましたように今回輸入しようとするところの代替紙は非常に高価なものでありますので、そうした事情を酌みまして暫定的にこれに更に一割の関税をかけますという事は必ずしも適當でない、こう考へますので、只今までは三月一ぱいにしようというわけであり、

○田村文吉君 七千トンのあればどのくらいの価格になりますか。
○説明員(北島武雄君) 一トン当り九万五千四百円といたしまして、それで七千トンといたしますと、輸入価格におきまして六億六千七百八十万円、関税にいたしますと一割ですから六千六百七十八万円の関税をかけるということになります。

○田村文吉君 一面において代替紙という言葉が出たのですが、この代替紙は物品税が五分くらいかかつておるのです。そういうものを一方にとつておきながら、そういうものの代替をむしろなくすることになるような輸入紙を多くするというようなことは、ちよつと矛盾していると思へないのです。それが、若しこういうことをなさるなら、それだけ一方において物品税というものを廃止するのと同じように、我々は考へるのですが、その点はどうですか。

○説明員(北島武雄君) 紙の輸入は実は大蔵省で決定したのでございせん、通産省におきまして諸般の事情を考慮の上輸入を許可することに相成つたわけであり、私どものほうではそのあと始末をどうするかという問題で、暫定的に免税としては年度内は免税しよう、こういう御提案を申上げておるわけであり、輸入の許可そのものは通産省のほうでありまして私のほうではちよつと何とも申上げられせん。

○田村文吉君 併し大蔵省としましては、一方的にやはり物品税というようにな關係もあるのですからそういうことを全然考慮しないで、ただ大蔵省からこういうことをしてくれと言つて来たからただやるのだということでは、そこに一貫性がないのでいかんと思つたのですが、そういう点についてお考えになつたのか、ならんのか。

○説明員(北島武雄君) 私どものほうにいたしましては、勿論通産省が免税してくれと言つて来たから免税したというのではありせんので、果してその必要ありや否やという点を十分考慮

いたしまして、新聞の公益性という点から今回は免税も止むを得ないことと、こういうふうに考へたわけでございます。

○田村文吉君 今の一時的に入れる、それからあのことはそのときにならなければならん、こういう御説明でありまして御無理もないことだらうと思つておりますが、ただ御説明によりまして、アメリカの国内価格というものが百五十ドル、つまり五万四千円である。日本に今現在持つて来るのは九万五千四百円、こういうお話であります。そうするとつまりアメリカに二重価格が行われている、輸出する価格と国内価格と分けてやつて、こういうふうな非常に紙に對して重要なことを認めておるわけなんですね。ところが日本では今の消費規正というものはなくなつておりまして、そうすると新聞のほうはものほんどん／＼これからふえる一方だろふと思つておる。そういうものを全然考へないで、向うで国内価格と輸出価格と二つに分けておるものを、どんどんこつちは何らの規正もなくしてどうして無税で入れるということが果してどういふものであらうかと、こう考へますので、その点についての御見解はどうですか。

○説明員(北島武雄君) 今回は高い外紙を輸入しなければならんことは非常に遺憾なことでありまして、私も調査いたしました結果、現在のアメリカの国内価格は非常に安いわけでございますから、どうしてこれで買えないのだという点をいろいろ検討したわけでございますが、只今申しましたアメリカの安い国内価格というものは、カナ

ダとの長期契約によりましてアメリカの新聞社が特に安く購入するわけであり、外国からこれを輸入するとなれば、どうしても只今申したような安い価格で買えないという結論であり、ますので、私もいたしましては甚だ残念ではございまして、これに對して現在国内産価格よりも相当上廻つておりますので、関税を一時免税しなければならん、こう考へたわけであり、

○田村文吉君 そこで話は元に戻りますが、こういうふうなあなた自体も遺憾に考へられ、外貨をたとえ七億でも払う、なお税を参りますと、一年には膨大な外貨を払う、そういうものに對して国内の新聞紙の生産というものが件つてくれれば、そういうことをしないで済むのだ、それに対してせいか、いゝゆる代替紙というものがそれに代つてくれることを望むのです。その代替紙が国内で物品税を五分かけるといふことでは、こういうことでは甚だ政策として矛盾しておる点がありはしないか。こういう点を考へられますので、何かそれについてただ四月までやる、それからあのことはそのときにならないとわかりませんではないか、ので、もう少しはつきりとしたお見通しが御表明できないものであらうかといふことなんですか。

○説明員(北島武雄君) 大変どうも説明が不十分で御了解頂けなくて申訳なと思ひますが、現在国内におきましても今後相当増産するべき態勢は整いつつあるようでございます。先般重要機械類の輸入税を免除する政令に新らしく製紙用の機械を若干追加いたしました。これはこの機械を輸入すること

によりまして、国内における新聞用紙の増産を図りまして輸入の防遏を図らうという趣旨も多分にござい、私どももいたしましては、今後におけるそういう措置に期待いたしまして、できるだけこういう高い外紙は輸入しないで済むようにあつてほしいと考へるのでござい、現在目下のところは、どうも需給状況からして七千トンの輸入をしなければならん。而もそれが国内産よりも相当高い値段であるといふことを考へますと今回は一応免税しておかなければ工合が悪からう、公益性に鑑みてこう考へたわけであり、

○野澤勝君 この際委員長に、今田村委員の質疑のように物品税との関連を持つた故に、本法案の審議は物品税法が提案された際に合同審議をするようにお取計らいをお願いしたいと思つて、
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼勲太郎君) 只今野澤委員から物品税が提案されたときに合同審議をしたいというふうな御意見がありました、差支えございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼勲太郎君) それじやそういうふうにお取計らいします。

それではこの法案は他に御質疑がなければ、
○菊川孝夫君 説明員のかたにちよつとお尋ねいたしたのでござい、今御説明になつた二番目の理由の中で、南西諸島の特例な、当分の間免税するといふわけですね、その点につきましてこちらの物品を向うに輸出する場合に、やはり向うでも免税になつておりますか。

○説明員(北島武雄君) 向うでは現在関税はかかつておりません。

○菊川孝夫君 そうすると相互相殺というわけですね。わかりました。
○委員長(平沼彌太郎君) 他に御質問もないようでありますから、この法案はこれくらいにしておきまして次に移ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案、それでは説明してもらいましょうか、それじや簡潔に政府委員、説明をお願いいたします。

○政府委員(久保田藤雄君) 御審議をお願いいたしておりますこの法律の要旨は、学校給食用のためにミルクを今までガリオア関係でいわば無償で頂いた関係のものを、今度は政府の金で買つて頂いて学童には従来通りの姿のままで供給してやろうという仕組でございますので、政府が買上げましたミルクを学童に渡せるような法律上のお許しと、その金を一般会計から食費のほうの特別会計に埋めて頂くその行き方。更にそれを府県に一応譲渡いたしましたので府県が又それを学童に譲り渡さなければならぬという趣旨の規定と、又ミルクなりパンにいたします小麦及び小麦粉の原価以外に輸送費とか加工費とかいったようなものがかかります。その関係が学童の家庭から取立てられて政府のその関係に還元して来るという形を明白にさして頂きたい。而もこの仕事は御存じの通りアメリカから輸入をいたします関係から或る時間そこに実際の時間の通過が必要でございますので、その経過を見まして成るべく早く御審議を頂いて実際の運営に支障の来たさないようにお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もないようですが、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。
○委員長(平沼彌太郎君) 異議なしと認めます。
それでは討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかに願います。
では御発言がないようでございますから討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。
○委員長(平沼彌太郎君) 異議なしと認めます。
これより採決に入ります。学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。
○委員長(平沼彌太郎君) 賛成者挙手
○委員長(平沼彌太郎君) 全回一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は前例によりまして委員長に一任願います。それから多数意見者の署名をお願いいたします。
多数意見者署名
山本 米治 森 八三一
菊川 孝夫 小林 政夫
松永 義雄 野溝 勝
田村 文吉 伊藤 保平
大矢半次郎 岡崎 眞一

○委員長(平沼彌太郎君) 次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
只今の外国為替特別会計法の規定によりまして、外国為替管理委員会の運営に関する事務は日本銀行の一部を委任することができるとの規定があるだけでございまして、先だつて外貨資金の管理を受けますことになりました。この外国為替管理委員会の日銀に委託しております事務の一部を外国為替銀行にも再委任いたしましたして事務を取扱わせることが、外国為替の円滑な運営を図ります上には是非とも必要でございますので、今回第六條に第一項を加えましてそういう再委任ができるというものを法律上明示いたす必要がございますので、この一項を設けることを提案いたしましたわけでございまして、外国為替の管理権を委譲を受けます以前におきましては総司令部がこの管理権を持つておりましたので、その総司令部の委任によりまして外国為替管理委員会が事務を運営し、委員会は日本銀行にこれを委任しておつたので、日本銀行及び外国為替銀行に委任いたしておつたのでございまして、管理権が外国為替管理委員会に委任されたので、今度は外国為替管理委員会が本人になります関係上、どういたしまして、も為替銀行を復代理人に選任するといふことが必要になつて参りましたので、こういう改正を提案いたしました次第でございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もないようであります。
○松永義雄君 ちよつと簡単な質問なんです、為替相場の間相場というものがあつたと思うのですけれども三百六十円から三百六十円とときまつておるのです、米國で今問題にもなつておるのです。併し間相場というものの現状は日本とアメリカとの関係、日本と英國との関係、ポンドの値打、円の値打ですね、その実情を若し御存じでしたら一つ我々の知識の参考にお話願いたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤雄君) 只今日本の為替相場は為替管理法によりまして公定されることになっております。基準相場を政府がきめ、その基準相場と申しますのはドルと円の相場でございますがこれは三百六十円に公定されております。その基準相場によりまして裁定相場というものがきめられるわけですが、これは円とポンドの相場でございます。これも一ポンドが千八百円という相場に公定されております。でこの基準相場と裁定相場を中心にしたしまして、實際為替管理委員会が取引をする相場及び外国為替銀行が顧客と取引するものは、為替管理委員会が定めることになっておまして、これも公定されておるわけでございまして、為替管理法によりまして相場が公定された場合には何人もこの相場によつて取引しなければならぬといふことになつておりますので、これ以外の相場でもつて取引することは禁じられておる次第でございます。で、実情を見ますと、外国為替管理委員会の売買する相場は勿論であります、外国為替銀行が顧客と取引する相場は、為替管理委員会がきめました相場によつて為替の売買をやつておるのでございまして、この点については何ら異例のこと

が行われるとは存じません。為替管理委員会のほうでも相場の動向につきましては、始終監督をいたしております。この違反はないと思ひます。
ところで御承知の通りな日本国内におきまして、外国の通貨或いは軍票なども殖えまして、こういうものが闇で取引されておるといふ事情は私も承知いたしております。その人たちが闇で以て例へば軍票であるとか或いは米ドル紙幣を売買する相場、これを調べますと、何分闇の取引でありますのでなか／＼はつきりした実情はつかめませんのでございまして。まあその時の状況によりまして本来三百六十円見当であるべきものが四百円になるとか、或いは三百八十円になるとかいうことがあるようでございます。尤も軍票につきましては取引の例はそう多くはないんじゃないかと思ひます。それから米ドル紙幣につきましてもさうやうでございます。伝えられるような非常に広範な闇札の取引が行われておるとは考えられません。

○松永義雄君 私としてはその闇相場から日本の円の實力がいくらかわかりやしないかというのでお尋ねしたわけなんですけれども、英國の商社なんかに行きますと四百円、五百円と聞いておるのです。又一体ポンドと円との関係でどういふふうな闇相場が建つておるか。建つておるとすればどれくらいポンドの値打になつておるかといふことをお聞きしたいと思つて、さうするといくらか日本の円のこともわかり、英國のこともその方面からわかるというので御質問したわけなんです。ただその実情だけのお話、實際私の聞きたいのは円とポンドとの関係を聞きたい

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もないようであります。
○松永義雄君 ちよつと簡単な質問なんです、為替相場の間相場というものがあつたと思うのですけれども三百六十円から三百六十円とときまつておるのです、米國で今問題にもなつておるのです。併し間相場というものの現状は日本とアメリカとの関係、日本と英國との関係、ポンドの値打、円の値打ですね、その実情を若し御存じでしたら一つ我々の知識の参考にお話願いたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤雄君) それでは外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
只今の外国為替特別会計法の規定によりまして、外国為替管理委員会の運営に関する事務は日本銀行の一部を委任することができるとの規定があるだけでございまして、先だつて外貨資金の管理を受けますことになりました。この外国為替管理委員会の日銀に委託しております事務の一部を外国為替銀行にも再委任いたしましたして事務を取扱わせることが、外国為替の円滑な運営を図ります上には是非とも必要でございますので、今回第六條に第一項を加えましてそういう再委任ができるというものを法律上明示いたす必要がございますので、この一項を設けることを提案いたしましたわけでございまして、外国為替の管理権を委譲を受けます以前におきましては総司令部がこの管理権を持つておりましたので、その総司令部の委任によりまして外国為替管理委員会が事務を運営し、委員会は日本銀行にこれを委任しておつたので、日本銀行及び外国為替銀行に委任いたしておつたのでございまして、管理権が外国為替管理委員会に委任されたので、今度は外国為替管理委員会が本人になります関係上、どういたしまして、も為替銀行を復代理人に選任するといふことが必要になつて参りましたので、こういう改正を提案いたしました次第でございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 別に御発言もないようであります。
○松永義雄君 ちよつと簡単な質問なんです、為替相場の間相場というものがあつたと思うのですけれども三百六十円から三百六十円とときまつておるのです、米國で今問題にもなつておるのです。併し間相場というものの現状は日本とアメリカとの関係、日本と英國との関係、ポンドの値打、円の値打ですね、その実情を若し御存じでしたら一つ我々の知識の参考にお話願いたいと思ひます。

○政府委員(久保田藤雄君) 只今日本の為替相場は為替管理法によりまして公定されることになっております。基準相場を政府がきめ、その基準相場と申しますのはドルと円の相場でございますがこれは三百六十円に公定されております。その基準相場によりまして裁定相場というものがきめられるわけですが、これは円とポンドの相場でございます。これも一ポンドが千八百円という相場に公定されております。でこの基準相場と裁定相場を中心にしたしまして、實際為替管理委員会が取引をする相場及び外国為替銀行が顧客と取引するものは、為替管理委員会が定めることになっておまして、これも公定されておるわけでございまして、為替管理法によりまして相場が公定された場合には何人もこの相場によつて取引しなければならぬといふことになつておりますので、これ以外の相場でもつて取引することは禁じられておる次第でございます。で、実情を見ますと、外国為替管理委員会の売買する相場は勿論であります、外国為替銀行が顧客と取引する相場は、為替管理委員会がきめました相場によつて為替の売買をやつておるのでございまして、この点については何ら異例のこと

と思つておつたわけですが、關相場があるとして、一體どんな見当なんですか。公定は公定として公定に比較して關相場はどれくらいものか。

○政府委員(大久保三郎君) ポンド

の紙幣が日本で取引されるということ、私は全然聞いておりません。目下そういうものは恐らく取引はないと思ひます。ですからポンドに対する關相場というものは、ないのじやないかと思つております。もつぱらあるのはドルに對する關相場でございますが、これも御承知の通り、軍票は日本人は所持禁止になつておりますし、又ドル札の取引も為替管理法上禁止されて許可がなければできないわけでありまして、取引の範圍というものは極めて狭められておるのじやないかと思ひます。只今実勢がどのくらいになるかちよつと記憶いたして、おりませんが、時によつて非常に変動があります。非常に狭いものでございます。

○山本米治君 ちよつと一点だけお伺ひしたいのですが、この法律によつて外國為替銀行に再委任しようとしておられる事務の差当り主なものとはどんなものでございませうか。

○政府委員(大久保三郎君) 為替管理

委員會の勘定に委員會に代つて資金を預け入れるという点が一つ。それから委員會に代つて委員會勘定から資金を支払うという、支払の指図をするという点の一つ。それからもう一点は、委員會勘定を引当にいたしまして信用状を開設する、その三つの点を予想しておるわけでございます。

○小林政夫君 外銀のユーザンスを原則として使わしておらない、一部大口のものについては許した例もあるよう

ですが、それについてどういふお考えで、そういうふうになつておるのか。

○政府委員(大久保三郎君) 外銀の

ユーザンスは食糧につきまして、極く一部分使わしてあります。そのほか一般の輸入につきましては、外銀のユーザンスを使うことは輸入金融を正常化します点と、もう一つは輸入業者の資金コストを引下げるという点で望ましい制度のように思つてございまして、この点につきましては今年の一月頃ポンドにつきまして実行いたしましたのでございまして、ドルにつきましてはまだ考へただけであつて、実施の段階にまでなつておらないのであります。と申しますのは、まあ日本の外貨資金が最近の輸出輸入の状況から見ましてかなり予想いたしました以上に現金が殖えた。従つて期限付で、以てこの決済をしなくとも十分アッド・サイトの決済で都合は付くというところが一点、もう一つはこの外銀のユーザンスをいたしますと、ユーザンスの期間だけ特別会計の円収入が繰延べられることになるわけでございます。只今のいふゆる日銀ユーザンスでございまして信用状を開きましてから約二カ月後に、つまり船積み書類が参りましたときに円が入りますので、資金繰りには關係がないのでございまして、ユーザンスを使いますと更に三カ月或いは四カ月の円収入がずれる關係がございまして、特別会計の円資金繰りが御承知の通りかなり窮乏な現状におきまして、そういう制度を今とすること、それが若干問題なものでございまして、また実施の機に達して、いらないわけでございます。

○小林政夫君 今外貨が、米ドルが相当潤つておるといふことは事実であり

ますが、併し大体輸入の時期としては大体戦前からずつと一―三月に輸入が集中するといふような傾向もあり、少々今ドルが潤つておると言つても、國際收支の將來を見ればドル不足になるというところが非常に心配されておるの

であります。そういう面から考へても外銀が折角與えてくれるというユーザンスであるならば、これを利用する途を今積極的にそれに合うような態勢を整えておくべきじやないか。今のうちからいふうに考へるわけですが、それについて何か、若しそのまゝユーザンスを、今のところは一応外為關係の円不足になるということが心配されるわけでありまして、インフレ要因も考へられるわけですが、方法はあると思ふのですが、それについて何かこうすればいいというお考えをお持ちになつておるのじやないですか。

○政府委員(大久保三郎君) 先ほど申述べましたように、輸入の促進をいたしますのにコストの点、或いは正常的にU/Cが出せるという点で外銀ユーザンスが非常に望ましいのであります。これの実施につきましては十分考

慮いたしたいと思つておりますが、ただ只今のところ考へておりますのは、米綿の輸入につきまして、輸出入銀行からクレジットをもちかうというふうな、金額にいたしましては、現在四千万ドルでございます。これは非常に長期でございます。九ヶ月以上、つまり米綿の輸入から加工を経て輸出綿製品が許されるまで、そういう長期の繰入れでございます。而も金利は非常に安い、市中の金利に比べますと安いのでございまして、二分七厘五毛ぐらいが、これはまだきまつておりませんが予想

されるのであります。これを話が整いますれば最近からの輸入につきまして実施いたしたいと思つております。ほ

ぼこのクレジットの交渉は成立するのではないかと、いふ見通しを持つております。そのほか、米綿のみならず一般のものにつきまして、お説の通り、只今資金が相當豊富なのでございまして、輸入を相當の規模にやりますと資金というものは急激にやへり減少するはずのものでございまして、そういう点から脱み合せて、他のものにつきましては、外銀のユーザンスを実施いたしたいといふつもりでおりますが、まだそれらにつきましては実現の段階に達しておりません。

○小林政夫君 その折衝しておられるというあなたの方の構想をできればお示し願ひたい。ちよつとその前に大蔵大臣も予算委員會で為替銀行の機構について相當金融制度の体系の問題として、現在長期金融機關と外國為替銀行と、この体系が今組んであるとい

うふうに考へるということでありまして、そういうことも関連して委員會として現在一応の御構想があるのじやないかと思ふのでお話し願ひたい。

○政府委員(大久保三郎君) 委員會といたしましては、輸入の促進の点と、もう一つは會計の円資金繰りの問題と、両方を脱合せて考へなくちやなりませんが、円資金の状況は只今予算の補正をお願いしておりますが、これができますれば、本年度に關する限りは資金繰りについて或る一定の見通しを持ち得るわけでございます。それから又輸入の季節的なシーズンに入りまして、必要と認めればいつでもやれるように考案をいたしておるわけであ

ります。ただ米ドル輸入全般につきま

してユーザンスを行いますことは、非常に円資金の收入が大巾に遅延するわけでございます。今商品に限りまして特に重要なもの、例えば鉄鋼石であるとか、粘結炭であるとか、或いは原油であるとか、穀類或いは穀類十種にも及びまして、これを実施するといふ構想を持つておるわけですが、できれば米ドル輸入、棉花を含めまして五〇%ぐらいは利用をしたいといふことで法案を他をいろいろ検討しておるわけでありまして、ユーザンスを興える側においては、もうすでに以前から構想をいたしましては、話はできておるわけでありまして、而もその條件その他の日銀の問題のユーザンスに比べましてインポーターにとりましては相當有利な條件であり得ると、そういうふうな只今予想はいたしておるわけでありまして、○小林政夫君 この問題はいろいろありまして直接の法案と關係ないからしましう。

次に為替の売買差益といふことが、委員會が認められる手数料につきましてこれが非常に金額が多いといふふう

に思ふわけですが、その点はどうしてもあつてはならないものを差益としてとらなければならぬわけですか。

○政府委員(大久保三郎君) 売買とも三十五銭の手数料をとつております。これはたしか一昨年の十二月にきめましたとき、各國の機關が中値からどれくらいの開きをとつておるかというところを見まして、先ずこのくらいならば決して多くはないといふ点できめました。只今委員會といたしましては三十五銭のさやといふものは決して大きいものではないと、そう考

えております。大体この売買三十五銭のさやをとりまして、年間の売買収益これが只今の売買料から申しますと約十億四千万の収入でございます。委員会といたしまして、会計の独立採算という見地から見ましてこの程度の収益は是非とも確保したいと、そういうふうな考へておるわけでありまして、

○小林政夫君 正当な理由でですね、輸入が不可能になったという場合においても一応手数料をおとりになるわけですね、これは何とか不可抗力で金融がでなかつたというふうなときに返還するというような措置はできないものでしょうか。

○政府委員(大久保三郎君) これはまあ収入の機関といたしましては為替率等を会計をやつておるといふ点もございまして、不可抗力で何か取引がキャンセルされたような場合に、この手数料をまけてやるというところはちよつと取扱ひにくいだらうと思ひます。むしろ問題は為替の売買規定、このマージンをどうするかという点にあるかと思ひます。これらの点につきましてはなお只今本内委員長がヨーロッパのほうに参つておられて、各国の例その他を検討して来ることになつております。歸りましてから十分検討したいというふうなつもりで実はおるわけでありまして。

○小林政夫君 是非御検討願ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありまして、質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。……別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例によりまして委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

山本 米治 森 八三一
菊川 孝夫 小林 政夫
松永 義雄 大矢半次郎
岡崎 眞一 伊藤 保平
黒田 英雄 野澤 勝

○委員長(平沼彌太郎君) 次に農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、これを議題といたします。

○政府委員(東畑四郎君) 農業共済再保険特別会計に二億一千三百四十万二千九百円の一一般会計からする繰入をするわけでありまして、家畜事故の中で、乳牛の結核牛の流行性感冒、馬の伝食等は、過去昭和五年から二十三年までの平均の計数で申上げますと、それ

ぞれ〇・一五%、〇・〇六%、〇・一四七%という非常に低い危険率でございまして、通常予想される事故のための再保険金の要支払額と申しますものが、大体一千四百七十九万九千九百円程度で実はよかつたのであります。遺憾ながら昭和二十五年年度の事故の実績は非常に乳牛の結核、牛の流行性感冒、馬の伝食性貧血という流行病がはやりまして、我々が予定したてしに對しまして、平均の危険率というものに對しまして、乳牛は三・二六倍、牛の流食は九・二六倍、馬の伝食は八・四倍というふうな非常な事故になつたのでございまして、これに要する再保険金の支払額が二億二千七百五十八万二千六百円というふうに相成つたのであります。通常予想されまして一千四百七十九万九千九百円と支払の差額二億一千三百四十万二千九百円となるのであります。異常事故といたしましては家畜勸定の支払財源の不足を一般会計から補てんをお願いするというのが趣旨でございます。

○松永義雄君 牛馬税というのがありますね。御存じないですか、牛や馬に税金をかける。(地方税だよ)と呼ぶ者あり。これは説明しなくてわかつてゐる通り生産的な牛馬に對して税金をかける、これくらいは悪税はないと思ふのです。これについて農林省は一体どう考へておられるか。まあ主計局がないから。(自治庁を呼べ、ほかの者では)と呼ぶ者あり。

それではお答えできなければ(笑聲)ほかの点をお聞きしたいのですが、今の共済金の負担の問題です。これが問題になつてゐることは御承知の通りであります。農村が最近非常に財政が

困難になつて來てゐることは私が強調するまでもないと思ひます。一々数字を挙げなくてもいいと思ひます。農村は非常に負担が重くて昔のように負担軽減という運動が漸次起きて來るのではないかと考へることが考へられる。ところが米に對する共済の負担金が非常に重い。來年度においてこれは大いに考慮してもらふなければならぬ。せんが、國家負担と農家負担の率、これはどういふふうなせられて行きますか。何か御意見があらましたら農林省にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 水稻料率改訂は來年度その時期に當るのでございまして。我々といつたしましては、目下大蔵當局といふ予算の事務折衝をいたしております。料率改訂等につきましては、過去二十年の被審統計等によつて、大体全國平均で申上げますと改訂料率が六・八二〇というふうな相成るのであります。現行の料率は五・〇五八という料率から比べますと、最近における異常事故その他が反映いたしまして相当料率そのものが高くなるのであります。これの農家負担、國家負担との割合でございまして、現在農家負担から申上げますと、大体水稻料率におきまして約三十九億三千万円、料率で申上げますと二・七六一というものが農家負担の実情でございまして。今後の料率改訂におきましては、農家負担三十九億三千万円というものを一つの基準にいたしまして、農家負担の増大にならざるやうに農家負担、國家負担の区分を目下検討中でございます。

○松永義雄君 どれくらい負担か、國庫と農家の負担区分の割合を研究中でございます。

はよいけれども、どれくらいの程度にされるつもりですか。

○政府委員(東畑四郎君) 現在は國庫負担が四五%、農家負担が五五%というふうに政府としてはなつております。我々の今いふ考へておりますところは、安全率等を國で持つという前提の下に考へますと、國庫負担は六二%農家負担が三八%程度になるのであります。この料率の区分よりは農家負担の絶対額の方が我々は大事じやないかというので、現行の負担額總額を上廻らない程度で一つ料率改訂をいたしたいと思つております。

○松永義雄君 我々としては三對一くらいにして頂きたいと思ふ。國庫負担は三、農家負担は二、一対一の割合で、國庫負担といふのは七二%、農家としてみれば二九%くらいにして頂きたいと思つております。それはなぜそういうことを言ふかといふと、農家の最近の景況は数字の上ではつきりだん／＼悪いほうに向つてゐるのを見えておる。殊に米作の地帯だけの一毛作の所ではなか／＼容易ではないといふふうに想像されます。又米の統制を撤廃したら一体農家はどうかといふふうになるか、これは取りやめられたわけですが、統制撤廃でもされると昔のやうに屑米を食ふていゝ米は出さなければならぬといふやうに農家はだん／＼陥つて行かないか。そうしてどくく申上げるやうですけれども、都會は金が集中し、且つ又昔のような時代が來た半面、農家はだん／＼どん／＼苦しんで行く。そうして負担軽減を求めて行き、税金を負けてくれ、或いは電燈料が高いといふやうになる時代が來る。少くともそれは現状を見てもそ

れがはつきりしていると思います。一つでできるだけ農家のために負担割合を少くして農家を助けるように努力して頂きたいということを希望いたします。

○野澤勝君 農業災害の家畜再保険の支払財源に充てるための一般会計から繰入れる法律案でございますが、本法案は家畜被保険者に対し当然の処置と思ひますが故に原則的には私は賛成するものであります。ただこの際農業共済保険全般に関連のある問題として、一、二政府当局からお聞きして置きたい点があります。その一つは前年農業共済組合の行き詰り、赤字補填の利子補給の予算を計上したのでございませう。それで共済組合もちよつと息はつきましたが、依然として被保険者に不便と不安を與えております。御承知のごとく予算の多くは人件費にとられておるのでございませう。かようなことでこの共済組合の精神、性格に對しましては非常に共感をし、私はこの法案の創始者となり大いに期待をしていたのであります。遺憾ながらこの法の持つ性格であります農業社会保障制、いわゆる農業災害保障制としての性格が期待を裏切つておるのでございませう。そこで特に私が指摘するまでもなく講和後の農村の方向は世界農業との太刀打ち即ち競争をしなければならぬ近代化の方向へ努力をしなければならぬと思ひます。農業は土地改良を軸心とする近代化、これは当然やらなければならぬと思ひます。併せて世界農業と太刀打ちするには、如何に生産費を少くして、能率を上げ、それで品質を改良して行くというような点に工夫と創意を凝さなければならぬと思ひます。その

のときに當つて今の農家の事情を分析いたしますと、實際容易でないのです。それはどこに因があるかといへば経済事情にあるのでございませう。特に農民ほど危険な仕事をやつておるものはないと思ひます。お天道様が仕事の対象となつておるのでありますから、これほど不安の仕事はないと思ひます。そこでこの天候の自然条件を相手にし、四つに組んで仕事をしておる農民でございませうから、この大きな自然条件というものの對する不安は絶えず付きまといつておる。それに対する心配を除く一つの方法としてかような共済制度というものができたのでございませうが、ところが實際においてこれが先ほど申した通り徹底しておりませう。現行制度は、大抵国が七、農家が三といふことになつておる。大体予算の総額が少いので誠に不徹底だと思つておる。ところが聞くとところによると、来年度におきましてはむしろ国家負担を減らして、農家負担を多くしようといふような考え方の下に作業をされておる。このことを聞いておるのでございませう。かようなことで若しあるとするならばこれは非常に重大な問題でございまして、特に今農村経済が非常に不安で、將來講和條約成立後において海外貿易が活発になり、その一番先に影響をこうむるのは何と言つても農民だと思ひます。その矢先、若し農民に負担を過重されるようなことに事実なることとならば、これは許すべからざることだと思ひます。まさかそんなことはないと申すが、仮りにそういうような方向について農林当局、大蔵当局の間に

話合いがあつたとするならば、この際はずきりお知らせ願ひたい。それによつて質問を継続したいと思ひます。幸いにして私の不安がないとするならば質問をこれで手切ります。希望だけにしたします。その点農林当局から先きにお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 農家共済の掛金率の改訂に伴ひまして、農家と国庫とどうするかという問題でございませうが、先ほど農政局長が言われたように、できるだけ合理的な線において利用者が負担するということについて

は、私も別に異議があるわけではありませう。ただ明年度の予算編成の途次におきまして如何ようにいたすかこれはいろいろ予算全体から見たるものと申上げられませう。只今確定的なことは申上げられませう。その他との関連において十分考へてみたいと思つておるわけでありませう。

○野澤勝君 後で私は議論をしたくないと思ひますので、この際質問し明らかにしておきたいと存じます。先ほど農政局長又主計局長の答弁通り掛金の殖えるのは止むを得ないと思ひ、併し料率の点については現状の比率を維持して行くのかどうか見解を承わりたい。

○政府委員(河野一之君) 私は農家の掛金全体を合理的な線に置いて負担して頂くように考へたい。その合理的な線とは具体的に如何なるところになるかという問題は、まだ予算全体がきまつておりませうので、その際において十分検討して行きたいと思つておる。先ほど松永さんの御心配したのは私と同様の点にあると思ひます。これ以上農家の負担率を多くするということは、全く農家の生産を低減するだけでなく、農民に希望を失わせることになりませう。今の情勢からいひまして掛金の少し殖えるということとは止むを得ないと思ひます。併し共済制度の意義からしても、むしろ政府のほうにおいて負担を多くして頂きたいといふのが私どもの希望なんです。農業団体の希望なんです。併しそれを一挙に目的通りに行くといふのは日本の財政から見てもなかなかに容易でないことと承知してあります。だから今即時解決を圖ろうとはいはしません。併し少くとも現状よりは農家の負担が多くなるといふような本制度と矛盾する料率の改訂決定に對しましては、遺憾ながら賛成することはできないのです。今主計局長の御答弁はわからない、私は、合理的という言葉は理解できませんが、この場合の合理的とは基本的感じが保險の負担料率を替へないといふ点において合理的な方法を考へてみたいと思ひ、併しそれで質問を打ち切りたいと思ひます。が、さうに解釈して差支えないので

○政府委員(河野一之君) 先ほど申上げましたように、反當りの共済金額も上ることあります。その場合において農家の負担がどの程度が適當であるかという点を勘案いたしまして全体的にきめて行きたい、こう考へておるわけでありませう。

○野澤勝君 主計局長に現実の問題として特にあなたの御考慮を促したいと思ひます。と申しますのは、改正されんとする負担料率で行きますと、長野県の場合には負担が莫大になる。といふのは、現在国の負担が三〇%農家負担が七〇%が逆になつて来るわけですね。かようなことになりませうと、これ長野県は今までも負担の分担から申しましても全国平均負担を非常に上廻り損をしておるのでございませう。今度は、又負担が増してくるのであります。でありますから、かようなことになりませうならば農家としては實際堪へ得ないことになるとございませう。私は特にあなたの御留意を願ひたいと思ひます。更に長野県は養蚕地帯

とも承知してあります。だから今即時解決を圖ろうとはいはしません。併し少くとも現状よりは農家の負担が多くなるといふような本制度と矛盾する料率の改訂決定に對しましては、遺憾ながら賛成することはできないのです。今主計局長の御答弁はわからない、私は、合理的という言葉は理解できませんが、この場合の合理的とは基本的感じが保險の負担料率を替へないといふ点において合理的な方法を考へてみたいと思ひ、併しそれで質問を打ち切りたいと思ひます。が、さうに解釈して差支えないので

○政府委員(河野一之君) 先ほど申上げましたように、反當りの共済金額も上ることあります。その場合において農家の負担がどの程度が適當であるかという点を勘案いたしまして全体的にきめて行きたい、こう考へておるわけでありませう。

でございます。従来は異常災害に對しては國が八分の七を負担していたのでございます。ところが改正案によりまして、國が四六分農家の負担が五四分くらいになります。これは異常災害の場合です。以上は長野県の例でございますけれども、全國をおしなべてそういう傾向にあると思ひます。特に單作地帯などは御承知のごとくに獎勵金も、或いは従来の加算金も廢止になる。昭和二十六年産米におきましては二千五百五十万石の供出に當り、政府は獎勵金も成るべく努力するといふ程度にとどまつております。具體的に数字も示しておけません。かようなわけで、農家は手をもぎとられ、足をもちとられ、おしまひにはだるまという状態になつて歩かなければならぬといふ状態に陥つておると思ひます。こういう點は單に大蔵省の予算技術という點だけでなく、本當に日本の生産者の地位といふものが如何に重大であるかといふことを十分お考え願ひまして、一つ最悪の場合にも従来の負担料率を基準にして共済事業を推進してもらいたい、こゝろ思つておるわけです。これについて一應どういふのでございませうが、農林當局は先ほど東畑局長が申されたように、今日までの料率区分を限界として努力するといふことについて、今後努力を継続するといふ御意思をこの際具體的に明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 共済掛金標準率そのものにつきましては、我々大蔵省當局と別段異論はないのであります。負担区分につきましては、やはり財政その他農家負担等と關係がござい

ますので、まだここではつきり申上げるに至りませんことは甚だ遺憾でございますが、我々としては先ほど申上げましたように、料率そのものの、絕對額が變つておりますので、仮に料率を下げましても農家の負担は殖えるのであります。従つて農家負担そのものを合理的の線で維持したい、こういうことを申上げておるわけでありませう。そのことにおきましては大蔵當局と折衝する熱意を持つておるわけでありませう。

○野澤勝君 どうも先ほどの答弁と少し違つたように思ふのです。というのは、掛金の殖えるのはこれは私どもは或る程度止むを得ないと思ふのですが、これは是認するのです。併し掛金の殖えるといふこととそれから料率の違ふといふことは、これは農家の合理性を持つといふことにはならないと思ひます。この點は非常に私は数字的にどういふ技術を現わすか知りませんが、その點は三歳の童兒でも大体わかると思ひます。掛金はとにかく殖えても自分のふところに入る率が多ければ私はこれは農家の經濟としては損失ではないと思ひます。掛金が少くても農家のふところへ入らないといふことになるならば、これは農家の利益にはならないと思ひます。そこで私は掛金の少し殖えるといふことはこれは間違いないと思ひます。だけれども料率の點についてはこの七、三の率を、現在の区分率を變えるといふことになりませうならば、農家經濟としては非常な影響をもたらすことである。特に被害のある地方はそれは少しは變つてもいいかも知れませう。併し全國的におしなべて大體共済保險には實際大して恩恵を受

けておらないのであります。そういう點から見て私は料率だけは農林當局は最善の努力を払うといふことに意見を統一してもらふことには、我々農家の立場から見てもどうしてもこれを承認することはできないと思ひます。これについて更に東畑局長の一段の御努力をお願いしたいと思ひます。なお河野主計局長にも一つ、農家の事情をあなたも御承知だと思ひます。特に私政府に御厄介になつておるときに、農村の事情から土地使用税の問題についてぜひ分

て、国内自給が完成するような程度にまで推し進めて行かなければならぬという、極めて切迫した必要に迫られておることも申述べる必要はないのであります。而も日本の農業は象徴的な關係で災害を避け得ないといふ状況に置かれておるのであります。そういうことから生じます災害の負担が一部でも農家に課せられるといふことは、結局それが米価なり麦價なりに跳ね返つて参りますことでありまして、そこ

にいろ／＼の問題が更に派生して来ると思ひます。そういうような考え方から申しますれば、むしろこれはいわゆる國家的な災害補償という点に強く指向されて然るべきではないか。端的に申しますれば共済制度ではなくて國が九割で補償をして行くことが日本の置かれておる食糧問題の解決といふことの最終目的を達するためにも非常に重要な私は問題ではないかと思ひます。でございますが、基本的な考えについて、ただ財政の現状から考える場合にはいろ／＼農民の負担も止むを得ないといふこともあるかも知れませんが、基本的な考えとしては一体どうお考えになりますか、そういう点を一つお伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(東畑四郎君) 只今の御意見誠に御尤もでございますが、現在の農業災害補償法はやはり末端は農家の一つ共済制度といふものを自治的に作りまして、勿論これが災害の多い村、災害の少ない村等がございまして、全体としてのこれをやります場合においてはどうしても共済ならざるを得ないのであります。あくまで農民の共済制度といふものを基礎にいたしまして、その上に國がなるだけ災害が多かつた場合

合にこれを掛金を負担することによつて填補して行く。勿論異常事故等が起りました場合に國家の再保險料で足りない場合は當然これは國が支出する責任を持つておるわけでありませう。料率そのものにつきましては六対四といふような比率になつておりました、異常事故の起りました場合には完全に責任を持つといふことでこれをなして行きたいといふように実は考えておる次第であります。

○森八三三君 今お伺ひしましたのは現行法の農業災害補償法に基いてといふことを前提にいたします場合にはお話の通りと思ふのであります。併し私の申上げましたのは日本農業の持つておる、殊に米麦といふ主食の問題に關連いたしまして、その異常な飛躍的な生産をここに増強しなければならぬことと、日本農業は避け得ない天然的な災害といふものを宿命的に持つておるということ、それからその負担といふものが米価、麦價に織込まれて来るといふことから生ずる經濟的問題を考へます場合には、而もそれが全國画一に起る問題ではなくて地域的にいろ／＼な差がある問題でもありますので、これは全部國の力で補償をして行くといふようなことに補償法を變えて行くのが本筋ではないかといふように考へますが、そういう考へ方は一体間違つておるのか、やつぱりこれは普通の保險という觀念で律すべきものかといふ基本的な考へ方なのです。日本農業といふものの特質に立つて考へた場合に一体どちらが正しいのだといふ考へ方を一つ伺つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(東畑四郎君) 我々とい

○野藤勝君 関連してちよつとお聞きしますが、あなたの言う通常災害と異常災害の限界ですね。じや異常災害はどのようなもの、通常災害はどういうもの、こういう通常災害に対しては農家のみずからこの災害に対策をつけて行

害というものにつきましては農家の努力によつて防ぎ得るというものではない。これは宿命的に避けがたい一種の災害である。ただその程度が強いか弱いかというだけで区分されておるのじやないかと思うのでございます。

つたように思いますが、私は日本農業の本質的なものから考えまして、ここにいる農業災害は共済制度ではなくて、国の補償制度に将来は改めて行くべきであると確信をいたすのであります。そういうことで今後も一つ十分御

災害の補償不足金に類して、このことに金額のほうでドツジ公使の話が進んでしまつて、一方で事務的に率の問題は折衝されておるが、その率の問題は金額の總額からもう抜き差しならんはめになつてしまつて、結局野澤泰

○委員長（平沼騷太郎君） 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は先例によりまして委員長に御一任を願います。

なお多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
田村 文吉 岡崎 眞一
大矢半次郎 野溝 勝
松永 義雄 森 八三
菊川 孝夫 小林 政夫

○委員長(平沼騷太郎君) では次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、これを議題といたします。政府側から簡単に御説明願います。

○説明員(清井正君) 只今御提案になりました法律案につきまして簡単に御説明申し上げます。

政府の、本年度生産いたしました米及び麦が農産パリティが上昇いたしましたことによりまして、その後の当初の予定よりも価格が引上げられましたというところが一つの理由と、それから昨年度の米麦に對しますところの追加払、或いは運賃、保管料等、いろいろその後の食糧管理特別会計におきまして経費が増加いたしましたので、本年八月におきまして御承知の通り米麦の政府の売却価格の改訂をいたしましたのでございます。その際考慮いたしました事項といたしましては、本年度の末におきまして、この食糧証券の発行高を千二百四十億という年度当初の発行高にとどめておきますということが一つと、それから本年度におきまして年度末の現金収支を均衡させるという二つの理由からいたしましたので、この政府の

売却価格によつてそのまま消費者価格を引上げることになりますと、約二四％の大幅な引上げに相当することになったのであります。併しかくのごとき二四％という大幅の消費者価格の引上げというものは、諸般の事情に鑑みまして余り消費者に對して一般の過重になるというところに鑑みまして、結局この消費者価格の引上げは、いわゆる本会計の支出純増見込を本年八月建前の下に本年の八月に政府の売却額をきめたのであります。従つてそのために当初二四％という計算上出て参りました消費者価格を結局一八％程度の上昇によつてとどめることにいたしましたのであります。かくのごとく政府の支出増とそれに見合うところの収入という関係が、年度の關係においてちがひになつた關係がありまして、こういったことを見合ひまして收支を計算いたしました結果、結局本年度末におきましては、食糧管理特別会計といたしましては約百五十億の収入が不足するということに相成つた次第であります。この百五十億円の収入不足につきましては、一方業務用の砂糖を入札によつて売却いたすということによりまして、約五十億円の増収を期待することとができましたので、その百五十億より五十億を差引きましたところの百億というものを本特別会計に繰入れますれば、結局収支がきちつと補填されるというところになりまして、年度末の現金収支は均衡を保ち得るということに相成るのであります。これが本特別会計に百億円を一般会計より繰入れるところの理由でございます。

○森八三一君 これに直接関連した問題ではありませんが、一つ食糧庁のほうにお伺ひしたいのは、二十六年度の当初予算の審議に當りまして特別会計という政府の御説明では、一応予算編成上六千六百四十という米価を想定いたしましたして、諸般の作業の行われたいことは説明もあり御承知の通りであります。六千六百四十という米価の想定された内容につきましてはその当時御説明があつたのであります。基準年次の平均米価二十七円十六銭に想定、パリティ指数の一九五を掛けて出ます五千二百八十七円ですか、それに一割五分の特別加算額を加えて、更に予算にございいます早場米奨励金三十億円の石当り相当額を控除して、残りの金額とそれに包装費を百九円を加えて、六千六百四十に想定したという御説明があつたようにお伺ひいたしてあります。間違ひないのか、その点を一つ先ずお伺ひしておきます。

○説明員(清井正君) 正確には記憶しておりませんが、六千六百四十を決定いたしました根拠は只今のお話の大体通りであります。

○森八三一君 恐らく六千六百四十という想定米価につきましては、今ここに資料をお持ちになつておらんのではつきりしたことはわからんが、そうであるというところでありまして、これは間違ひないと思うのであります。そのうち想定米価が基礎となつて二十六年度の予算が編成されるということにつきましては、その内容等につきましてもドッジ公使との了解が十分にできて説明があつたものと私は了解いたしております。ところが最近伝えられておるところによりますと、パリティ指数

が九月末で二四八・〇四になつたから七千三百四十という価格で政府が発表になり、二十六年産米価には達しないというふうなことを政府当局のほうで話になつておる模様であります。二十六年度当初予算編成の當時に説明された條件を、二十七円十六銭の二四八・〇四のパリティ指数を掛けて、それに一割五分の特別加算額を加えて、それから三十億円の予算、早場米奨励金の石当り想定額を控除して、それに包装費を加えますると七千三百四十を割るといふのではなくて、遙かに七千数百円にならなければ理論的に一致をいふたさな、計算上七千数百円になるんだということが明白であります。この点にありますが、当初予算説明のときに説明された條件をどういうふうに、知らんでおるうちに変更になつてしまつたのか、その辺のいきさつがござりますればお話を願ひたいと思ひます。

○説明員(清井正君) 只今の御質問の点でございますが、只今お話のございました通り、本年度の予算編成の当初に當りましては、基本のパリティにより算出したました価格に一五％を加えて、所要の包装費、当局がやつたこととして差引きまして、更に早場米奨励金に相当する百円程度のものを控除するということとで計算いたしたのであります。その後本年の八月に新たな消費者米価を決定いたします際におきまして、この差額の価格を決定する際に取りまして、当然それに伴ひます財政上の問題その他いろいろ勘案をいたしまして、当初一五％加増するよに計算いたしたものを、それを五％に計算いたすことに當時決定に相成りました。只今御説明申しました通り七千三百四十なり、本年の差額の価格なり或いはそれに伴ひますところの米価価格が決定になつておるのでございまして、結局お話の一五％加算の点が五％になつておることに基づきまして、計算上七千三百四十になるということになつておるわけでございます。

なおこの点につきましては成るほどパリティはお話の通り二五〇と想定をいたしましたのでございまして、實際は二四八・〇四ということでございますので、それに所要の計算をいたしますと裸計算で七千四百ちよつと切れる数字になるのでございます。併しなから私どももいたしましては、是非ともこの点は当初の見込通り七千三百四十ということにいたしたいというふうに考へまして、いろいろ先般から考案を重ね折衝等を経ておる最中でございまして、未だその点については本決定になつていないようでございます。併しなから私どももこのようにいたしまして、只今申し上げました通り七千三百四十ということによつて進めて参りたいというふうに考へております。いづれにいたしまして本問題は近いうちに開かれます米価審議会等におきましても十分御審議を願ひまして、本年産の米価価格が最終的に決定するものと考えておる次第であります。

○森八三一君 今お話を承りますと、特別加算額の一五％が五％になつたとおっしゃいます。二十六年度の予算の説明のときは、ドッジ公使の了解を得て一五％というものを明示しなかり、一五％というものは農産再生産を維持して行くために当然必要なものであるという確認と申しますか、そういう信念に基いて一応説明のあつた

ものが、消費者米価を決定するとき突如として五%になつてしまふといふことはどうしても私には理解ができませんのでございます。一五%を農業再生産上必要と考へて了解を得て説明もなすつておるものが、加える必要はないといふ積極的な理由の御説明があつて、これが五%に圧縮されるということでありますれば、これは十分理解をしなければならぬと思うのですが、何う説明なしに財政上の都合というだけで再生産が危殆にひんするやうな方向に一方的に変更されてしまふといふことは非常に遺憾と思います。そこでこの問題は直接の関連事項ではございせんので、これ以上質問をすることを私はとりやめたいと思ひますが、特に食糧庁といひましては重大な米麦等主食の生産、その流通等につきまして全責任を持つておやりになつておることでありましますので、一たん決定をいたしまして、殊に経済的に關係を持つ條件等につきましてその変更等をなされるという場合には、生産意欲を減退せしめないやうに十分理解させてその取扱をして頂くといふことでありまさんと、影響するところが私は非常に大きいと思ひます。ただ財政上の都合だけであつてはならぬのでありまして、飽くまでも国内食糧の確保という基本線を持続拡大して行くといふ基礎を強く進めて行かなければならぬと思ひますので、十分一つ御善処を願ひますと同時に、決定さるべき二十六年産米価につきましては、当初確定いたしてありますものが確保せられますやうに努力を頂きますことを希望いたしておきます次第でございます。

○小林政夫君 私に基本的な質問は予算委員会でもやりましたからやしません、数字で予算書の明細書によると一般會計よりの金額が百八十一億八千三百萬圓といふことになる。この原案のままで行くと、百四十三億四千八百萬圓、これから學校給食用を予算のほうから引いてみても数字が合わないのですが、その数字の食糧の点を政府委員から説明してもらひたい。

○説明員(清井正君) ちよつと只今の御質問の点は百八十一億八千萬圓の……。

○小林政夫君 その次です。學校給食、これを引いてもまだ多いですね、それはどつちでもいいんですが、この百四十三億圓が百八十一億八千萬圓のうちなんでしょうけれども、この百四十三億は何と何かといふことです。

○説明員(清井正君) ちよつと待つて下さい。只今の御質問でございまして、百四十三億四千八百六十六萬一千圓といふものの中には、只今お願いいたしておるところの百億と、それから当初いわゆる農業保險關係で繰入れることになつておりますところの四十一億六千六百四十四萬五千圓、更に今回の農業保險關係で新たに加わりますところの一億八千七百一十六萬圓、この三つの合計に相成つておるわけでありま

す。

○小林政夫君 質問ではありません。この法案の取扱い方についてですが、私予算委員会で大蔵、農林両大臣に質問をし、これを検討する上においての資料を要求いたしております。まだ資料の提出がないのでありますが、而も重要な予算の審議とも関連いたしますので、予算審議の状況と脱み合せて本

法案の処置を御決定するやうにお願いいたしたい。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本案につきましては又次回に御質疑を続行願ふことにしまして本日はこの程度にとどめたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(平沼彌太郎君) なお議事進行につきましては本日委員長及び理事の打合會をいたしましたその結果を御報告申し上げます。

一、所得税、法人税及び租税特別措置の三法案は一つ二十四日(来る土曜日)までに質疑終了。二、二十六日(来週月曜日)に採決することにしたから御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは本日の委員会はこれを以て終了いたします。

午後三時五十分散會

十一月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、関税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月七日)

一、食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十二日)

一、糸価安定特別會計法案(予備審査のための付託は十一月十四日)

一、日本専売公社法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十三日)

一、學校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に關する法律案(予備審査のための付託は十一月十四日)

昭和二十六年十二月十四日印刷

昭和二十六年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所